

随意契約締結状況（100万円以上）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約 にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	令和6年度 空調設備保全作業 （日本赤十字社 中四国ブロッ ク血液センター・広島県赤十字 血液センター合同社屋）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和6年8月8日	株式会社三晃空調 中国支店 （広島県広島市中区紙屋町一丁 目2番22号）	34,540,000円	当該設備の設置施工及び保守点検を 行っている業者であり、同設備の構 造等に明るい唯一の業者であるた め。（日本赤十字社会計規則第36条第 4項）	
2	空冷ヒートポンプチラー演算器 交換工事 （日本赤十字社 中四国ブロッ ク血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和6年8月8日	株式会社三晃空調 中国支店 （広島県広島市中区紙屋町一丁 目2番22号）	1,980,000円	当該設備機器の保守業者であるた め。（日本赤十字社会計規則第36条第 4項）	
3	マイクロプレート洗浄機の整備 （日本赤十字社 中四国ブロッ ク血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和6年8月28日	株式会社レイマック （滋賀県守山市幸津川町1551番 地）	6,400,000円	当該業者製の同機器を既に3台整備 しているうえに、同社専用の洗浄タ ンク等を3台で共用して稼働してお り、円滑に整備を行える業者が他に ないため。（日本赤十字社会計規則第 36条第4項）	